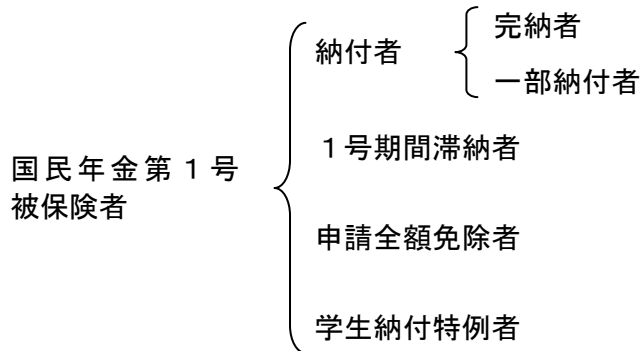


用語の解説

1. 保険料納付状況

平成15年度及び16年度の国民年金保険料の納付状況を基に、国民年金第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）を以下のように区分した。



(1) 納付者

平成15年4月～平成17年3月のうち、納付対象月の保険料を納付したことがある者（(3)及び(4)の者を除く。）。

さらに、納付者を以下のように区分した。

① 完納者

平成15年4月～平成17年3月の納付対象月の保険料をすべて納付している者。

② 一部納付者

完納者以外の納付者。

(2) 1号期間滞納者

平成15年4月～17年3月の納付対象月の保険料を1月も納付していない者（(3)及び(4)の者を除く。）。

(3) 申請全額免除者

平成17年3月分の保険料について申請全額免除を受けていた者。

(4) 学生納付特例者

平成17年3月分の保険料について学生納付特例を受けていた者。

2. 都市規模区分

平成17年5月1日現在の市区町村境界及び17年3月31日現在の住民基本台帳に基づく人口を基に、以下のように区分した。

(1) 大都市

東京都特別区部及び政令指定都市。

(2) 中都市

(1)以外の人口20万以上の市及び県庁所在市。

(3) 小都市

(1)、(2)以外の人口20万未満の市及び町村。

3. 総所得金額

平成 17 年の市区町村民税課税台帳の総所得金額（平成 16 年所得）に基づいている。

総所得金額は、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得、雑所得、一時所得からなり、収入金額から必要経費（売上原価、減価償却費等）を除いたものである。

4. 届出適用者・手帳送付者

(1) 届出適用者

自らが届出を行い被保険者となった者。

(2) 手帳送付者

加入届が未届である者に対して年金手帳を送付することにより第 1 号被保険者としたもの。